

資	料 警察改革の推進状況について	平成19年7月26日
---	-----------------	------------

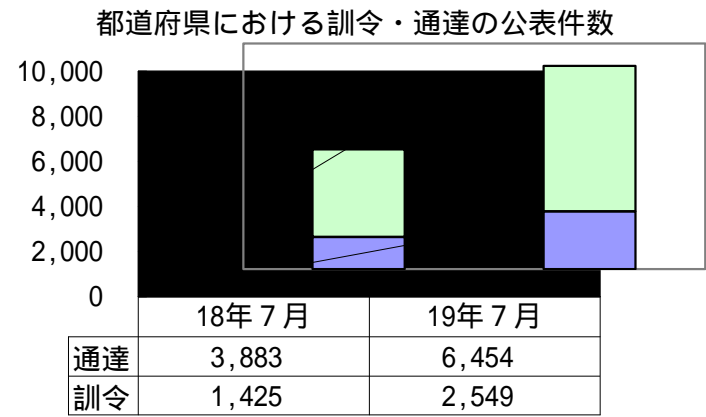
- 1 「警察改革要綱」の着実な実施と充実
  - (1) 情報公開の推進  
平成18年度中に全都道府県警察で、全文公表を原則とする訓令・通達の公表基準の見直しを達成。平成19年7月、都道府県警察の訓令・通達公表件数は前年の1.7倍に増加
  - (2) 警察安全相談の充実  
平成19年度、警察安全相談に従事する職員数が前年度より6.0%増加
  - (3) 告訴・告発への取組みの強化  
平成18年の処理件数は前年より13.0%増加し、同年末の累積未処理件数は前年末より8.8%減少
  - (4) 警察署協議会の設置  
平成19年6月現在、全都道府県警察で議事概要の公表と再任制限の整備を実施。警察関係団体関係者の委員は前年より微減
- 2 幹部を始めとする職員の意識改革  
各級幹部研修や採用時又は昇任時における教育内容の拡充  
公安委員会委員による講話、部外有識者による講演等の実施  
本部長を始めとする都道府県警察幹部による巡回教養の実施  
その他（教養旬間の設定、昇任試験への出題、小集団討議の実施、論文コンクールの開催等）
- 3 不祥事の防止
  - (1) 適正な予算執行の確保  
平成18年度中、全都道府県警察に対して、警察庁及び管区警察局による監査を実施。都道府県警察では、ほぼすべての所属に対して、年1回以上の会計監査を実施し、都道府県公安委員会に報告  
会計に関する学校教養、職場教養等の充実。平成19年6月、捜査費執行手続をより分かりやすく解説した執務資料を改訂
  - (2) 非違事案の防止  
平成18年度中、全都道府県警察に対して、警察庁及び管区警察局による監察を1,464回実施。都道府県警察では、ほぼすべての警察署に対し、年1回以上の監察を実施  
平成19年1月、都道府県警察に対して、直接的な非違事案防止対策はもとより、非違事案の防止に資する組織基盤や環境を整備するための施策を含め、総合的な取組みを推進するよう指示。都道府県警察においては、それぞれの実情に応じ、より掘り下げた取組みを推進中  
平成19年上半期の懲戒処分者数は前年同期より26.8%減
- 4 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証  
全都道府県公安委員会で定例会議を月3回以上開催。平成18年末、委員の発言内容を公表する都道府県公安委員会が前年の1.4倍に増加  
警察活動の視察、教育委員会等関係機関との意見交換等、定例会議以外の活動を推進  
委員の意見や提言を受けて各種の施策が実施されるなど、管理機能を発揮。平成19年7月までに、ほぼすべての都道府県公安委員会が警察改革の推進状況について検証を実施

# 1 「警察改革要綱」の着実な実施と充実

## 情報公開の推進

全都道府県警察で、全文公表を原則とする訓令・通達の公表基準の見直しを達成

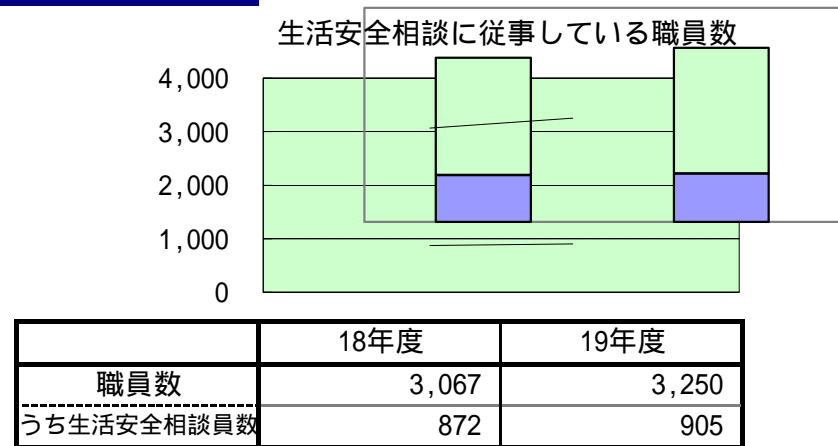
都道府県における訓令・通達の公表件数は、基準を見直した都道府県警察を中心に増加し、全体で昨年の1.7倍以上に増加



## 警察安全相談の充実

警察安全相談に従事する職員数が前年度より6.0%増加

相談業務担当者に対する専科教養や研修会等を実施

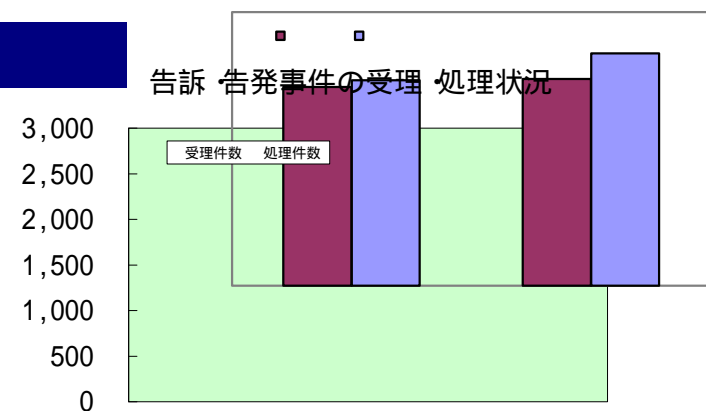


## 告訴・告発への取組みの強化

18年の処理件数は、前年より13.0%増加

18年末の累積未処理件数は、前年末より8.8%減少

都道府県警察に対する業務指導を強化



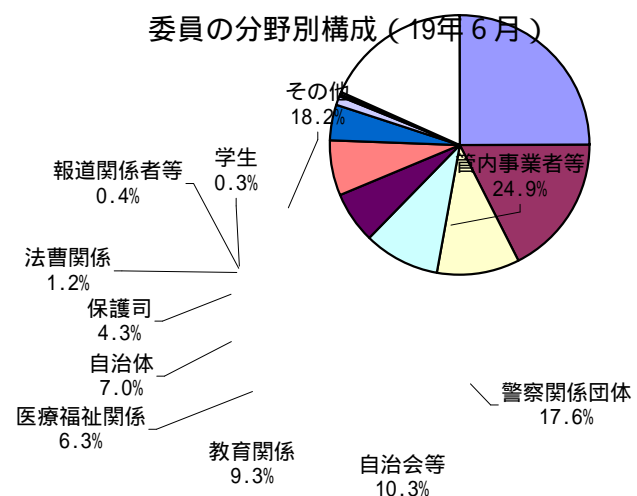
	17年	18年
受理件数	2,178	2,265
処理件数	2,254	2,546
未処理件数（各年末現在）	3,181	2,900

## 警察署協議会の設置

19年6月現在、全都道府県警察において、警察署協議会の議事概要の公表と再任制限の整備を実施

警察関係団体の関係者の委員の割合が前年より微減（0.6%減少）

警察署協議会の運営を活性化させるための取組みを実施



## 2 幹部を始めとする職員の意識改革

### 各級幹部研修や採用時又は昇任時における教育内容の拡充

- 警察本部や警察署の幹部研修や新任所属長等研修、警視昇任予定者研修等の機会を活用し、幹部に対して警察改革の精神を徹底
- 警察改革を持続的に断行するための指針に基づき、各級昇任時教育のカリキュラムを見直し、過去の非違事案の発生傾向や原因の分析等を踏まえた事例演習等を充実
- 採用時教養において、桶川・石橋事案等の具体的事例に基づき、警察改革を風化させない教育を徹底

### 公安委員会委員による講話、部外有識者による講演等の実施

- 警察幹部として必要な幅広い知識、見識を養うため、公安委員会委員や犯罪被害者の遺族、民間企業経営者等の部外有識者による講話等を受講
- 警察に厳しい意見や指摘を真摯に受け止めるなど、幹部の意識改革を促す観点から、大半の都道府県警察において、マスコミ関係者や弁護士を講話等に招へい

公安委員による幹部に対する講義状況（滋賀）



### 本部長を始めとする都道府県警察幹部による巡回教養の実施

- 警察本部長、各部長、首席監察官等の上級幹部が、各級幹部研修や各警察署等の巡回指導の機会において、国民のための警察の確立等に関する意識付けのための職務倫理教育を実施

### その他職員一人一人の意識改革を徹底するための取組み

- 全都道府県警察において、非違事案防止等を目的として、非違事案等の具体的事例を題材とした職務倫理教育資料に基づく小集団討議を実施
- 「警察刷新に関する緊急提言」が策定された日（7月13日）をはさんで「警察改革旬間」等の強化期間を設け、全所属において警察改革に関する教育を徹底

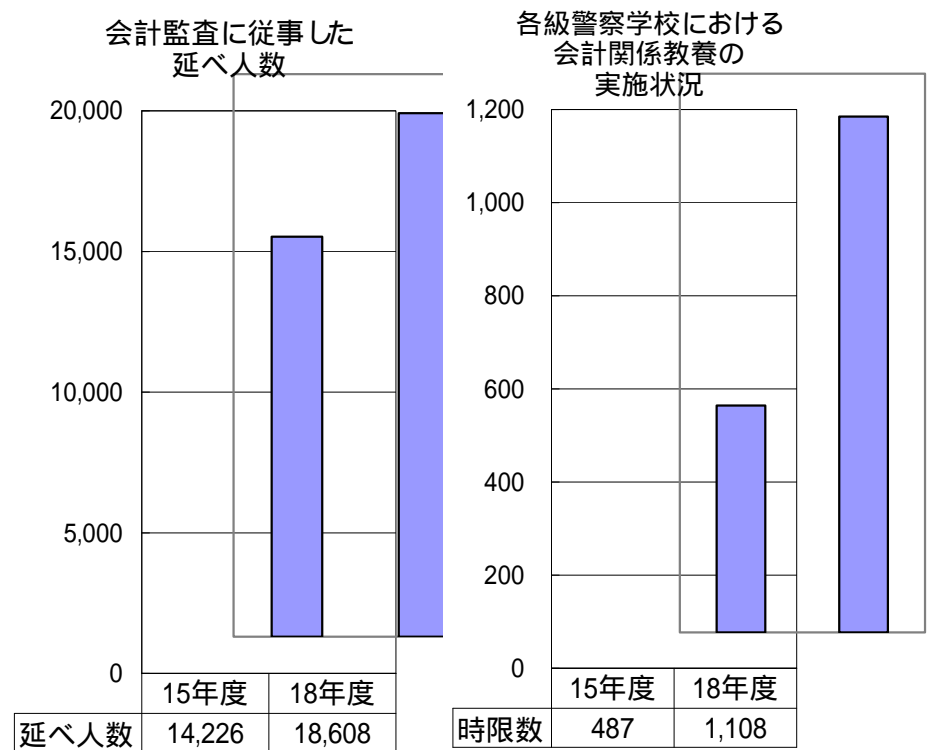
小集団討議の状況（鹿児島）



### 3 不祥事の防止

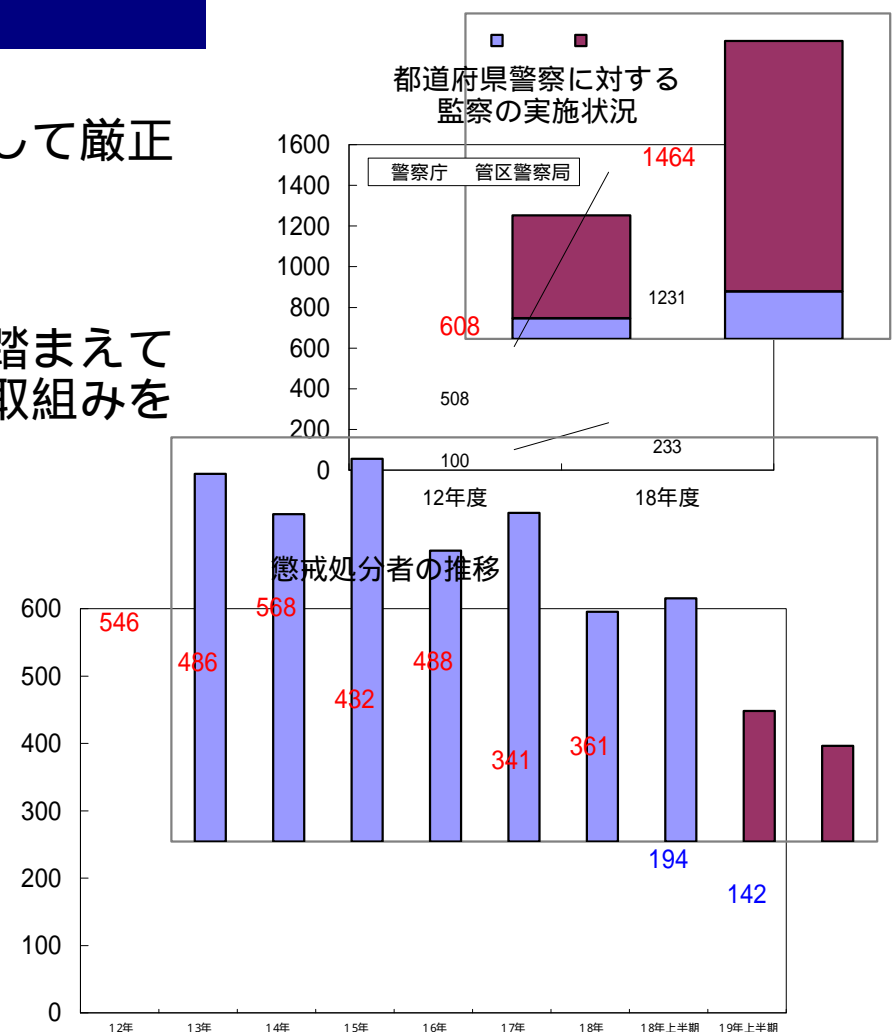
#### 適正な予算執行の確保

- 平成18年度、全都道府県警察に対して厳正な会計監査を実施
- 都道府県警察においても、ほぼ全ての所属に対して厳正な会計監査を実施し、公安委員会に報告
- 会計経理に係る学校教養、職場教養等の充実
- 本年6月、捜査費執行手続をより分かりやすく解説した捜査員のための執務資料を改訂



#### 非違事案の防止

- 平成18年度、全都道府県警察に対して厳正な監察を実施
- 都道府県警察においては、実情を踏まえて創意工夫を凝らし、より掘り下げた取組みを推進
  - 「初心回帰」的な職務倫理教養
  - 家族とも連携した身上把握・指導
  - 職場における自主点検の励行
  - OB等による伝承教養
  - 業務管理システムの構築・改善

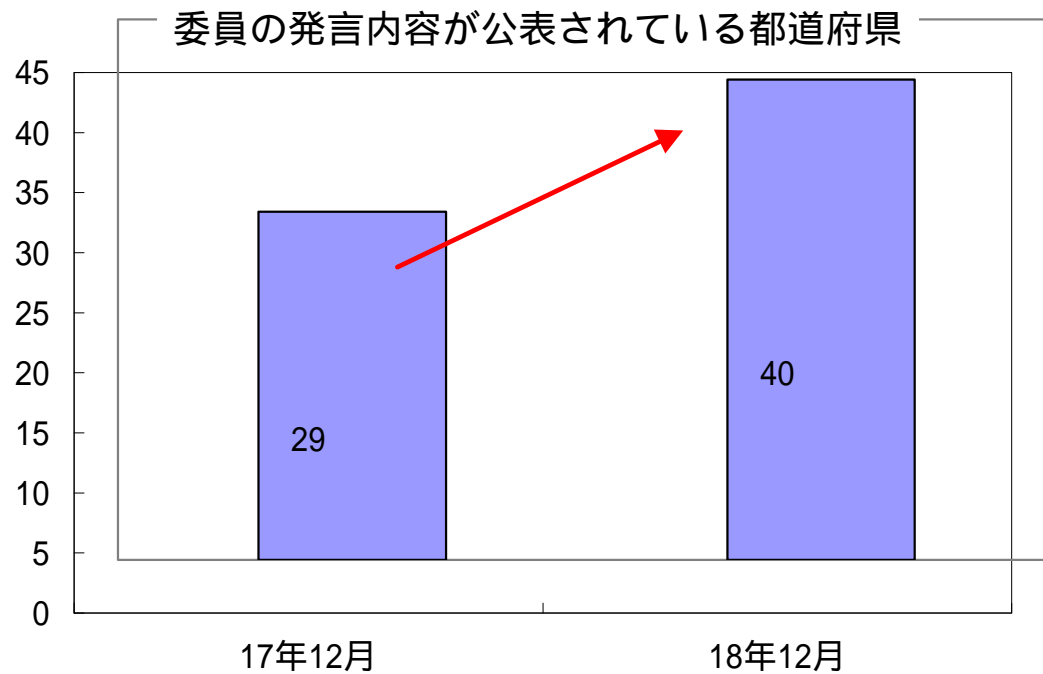


## 4 公安委員会の管理機能の一層の強化と警察改革の推進状況の不断の検証

すべての都道府県公安委員会において、定例会議を月3回以上開催

すべての都道府県警察において、専従の補佐体制を整備

会議内容の公表については、委員の発言内容が公表されている都道府県  
の数が40（前年の1.4倍）に増加



定例会議以外にも、警察活動の視察、教育委員会等関係機関との意見交換等の活動も実施

公安委員会委員の意見・提言を受けて各種の施策が実施されるなど、管理機能を発揮



ほぼすべての都道府県公安委員会が警察改革の推進状況について検証を実施

## 警察改革の推進状況

1 「警察改革要綱」の着実な実施と充実	
<p>1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化</p>	
<p>(1) 情報公開の推進 施策を示す訓令、通達の公表</p>	<p>警察庁において、警察庁訓令・通達公表基準に基づき、12年11月から順次ウェブサイトに掲載 17年6月30日 訓令 74件 18年7月1日 訓令 77件 通達1,475件 通達1,504件</p> <p>すべての都道府県警察において、警察庁と同様の全文公表を原則とするよう公表基準の見直しを実施した結果、都道府県警察における訓令・通達の公表件数は前年から大幅に増加 18年7月 訓令1,425件 19年7月 訓令2,549件 通達3,883件 通達6,454件</p>
<p>懲戒事案の発表基準の明確化</p>	<p>12年9月、懲戒処分の指針を制定。14年7月、管理監督上の行為に関する規定を追加 13年1月、警察庁において懲戒処分の発表の指針を制定し、通達により都道府県警察に指示。16年4月、同指針を改正し、職務上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分については、内部的行為に係るものを含め、全件を発表対象</p>
<p>都道府県警察の情報公開に関する指導</p>	<p>12年9月、都道府県警察に情報公開条例の実施機関となるよう指示し、13年10月までにすべての都道府県において警察が実施機関入り 13年3月、国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準を策定。都道府県警察においても同様の基準を策定するよう指示し、すべての都道府県で策定</p>
<p>(2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理 文書による苦情申出制度の創設</p>	<p>13年6月1日、改正警察法（文書による苦情の申出制度についての規定）施行 苦情の申出の手續に関する規則及び警察法第78条の2（現行の第79条）に係る解釈・運用基準を作成。各都道府県警察において規程・体制を整備の上、警察法に基づき申し出られた苦情の受理・処理を推進中（18年中747件受理） 警察法に基づかない苦情についても処理の指針を作成の上、各都道府県警察において受理・処理を推進中（18年中8,579件受理） 苦情該当性の判断について、警察庁が都道府県警察に対し、都道府県警察本部苦情担当課が各所属に対し、指</p>

<p>苦情処理システムの構築</p>	<p>導・点検を実施 心の健康づくり対策等苦情担当職員の負担軽減のための施策の推進 15年1月1日から、各都道府県警察の苦情管理業務をシステム化</p>
<p>(3) 警察における厳正な監察の実施 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備（警察庁 - 監察官の増配置、管区警察局 - 総務監察部の設置、都道府県警察 - 首席監察官の格上げ等）</p> <p>警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化</p>	<p>次のとおり監察体制を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁 - 人事課監察官等の増配置 12年4月首席監察官以下6人体制（監察官1人） 19年4月22人体制（13年4月以降監察官3人）</li> <li>管区警察局 - 総務監察部の設置（関東管区警察局は監察部、中国管区警察局及び四国管区警察局は総務監察・広域調整部）監察担当官の増配置 12年4月25人体制 19年4月126人体制</li> <li>都道府県警察の首席監察官等に充てる地方警務官（国家公務員）の増員 12年4月地方警務官である首席監察官5人 16年4月以降47人</li> </ul> <p>都道府県警察に対し総合監察及び随時監察を実施し、その状況を四半期ごとに国家公安委員会に報告 18年度中に警察庁及び管区警察局が行った都道府県警察に対する監察の実施回数は、合計1,464回（警察庁233回、管区警察局1,231回）で、12年（608回）の2倍以上の監察を実施 19年上半期の懲戒処分者数：142人（免職19人、停職17人、減給58人、戒告48人） 18年上半期の懲戒処分者数（194人）より52人（26.8%）減少</p>
<p>(4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化 警察の行う監察をチェックする機能の強化（具体的・個別的指示権、監察担当委員、監察調査官等）</p> <p>補佐体制の確立（国家公安委員補佐官室の新設等）</p>	<p>13年3月1日、改正警察法（公安委員会による監察についての具体的又は個別的な指示についての規定）施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>13年3月、国家公安委員会が監察の指示等の運用について申合せ</li> <li>13年4月、神奈川県公安委員会が監察の指示を実施</li> <li>13年7月、奈良県公安委員会が監察の指示を実施</li> <li>16年3月、北海道公安委員会が監察の指示を実施</li> <li>16年4月、福岡県公安委員会が監察の指示を実施</li> </ul> <p>13年4月、国家公安委員会会務官を設置（会務官以下13人体制） 各国家公安委員会委員の執務室を確保 都道府県公安委員会の事務担当スタッフを増強（12年1月117人 18年12月209人） すべての都道府県警察で専従の補佐体制を整備 すべての都道府県公安委員会において定例会議を月3回以上開催 都道府県公安委員会では、定例会議以外にも、必要に応じて臨時に委員会を開催しているほか、委員相互の意見交換、警察活動の視察、国民の要望を聞く活動等を通じて、警察に対する管理機能の充実と活性化を推進 都道府県公安委員会において、教育委員会、人事委員会等関係機関との意見交換を通じて、警察業務に対する</p>

	理解を増進																																								
「管理」概念の明確化	国家公安委員会運営規則を改正し、「管理」概念を明確化（12年12月26日施行） 各都道府県公安委員会においても公安委員会運営規則等を改正し、「管理」概念を明確化																																								
公安委員の任期の制限	13年3月1日、改正警察法（国は2期10年、都道府県は3期9年までに任期を制限する規定）施行 経済界、教育界、法曹界等幅広い分野から委員を選任 50歳代以下の委員が2.3倍に増加（12年1月14人 18年12月32人） 女性委員が2.9倍（12年1月13人 18年12月38人）																																								
2 「国民のための警察」の確立																																									
(1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 警察安全相談（仮称）の充実（元警察職員の配置等体制の強化、相談業務に関する研修の実施、関係機関との連携の強化等）	<p>12年11月、従来の「困りごと相談」を「警察安全相談」に改称 （警察安全相談の取扱件数）</p> <table border="1" data-bbox="719 635 1899 711"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談取扱件数</td> <td>約74万件</td> <td>約93万件</td> <td>約106万件</td> <td>約152万件</td> <td>約180万件</td> <td>約145万件</td> <td>約140万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>警察職員の増配置及び警察安全相談員（非常勤嘱託の元警察職員等）の配置等により、相談業務の体制を強化し、警察安全相談に従事している職員数が前年より6.0%増加 （警察安全相談に従事している職員数）</p> <table border="1" data-bbox="748 858 1924 975"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>-</td> <td>2,000</td> <td>2,467</td> <td>2,626</td> <td>2,770</td> <td>3,067</td> <td>3,250</td> </tr> <tr> <td>（うち生活安全相談員数）</td> <td>(503)</td> <td>(589)</td> <td>(640)</td> <td>(667)</td> <td>(817)</td> <td>(872)</td> <td>(905)</td> </tr> </tbody> </table> <p>12年11月以降、国民からの相談に的確に対応するため、関係省庁に連携強化等を要請するとともに、都道府県警察において、関係機関・団体との連携の強化、相談事案の円滑な引継ぎのための連絡系統の確立等に向けたネットワークを構築（19年4月現在、空港警察署等3警察署を除き構築済み） 13年以降、都道府県警察の相談業務担当者に対する警察安全相談実務専科の実施及び都道府県警察本部における巡回指導、担当者研修会等の実施 16年3月、相談に係る所属長の指揮下における組織的対応の徹底を指示</p>		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	相談取扱件数	約74万件	約93万件	約106万件	約152万件	約180万件	約145万件	約140万件		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	職員数	-	2,000	2,467	2,626	2,770	3,067	3,250	（うち生活安全相談員数）	(503)	(589)	(640)	(667)	(817)	(872)	(905)
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18																																		
相談取扱件数	約74万件	約93万件	約106万件	約152万件	約180万件	約145万件	約140万件																																		
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19																																		
職員数	-	2,000	2,467	2,626	2,770	3,067	3,250																																		
（うち生活安全相談員数）	(503)	(589)	(640)	(667)	(817)	(872)	(905)																																		
告訴・告発への取組みの強化	<p>12年12月以降、告訴専門官会議を年1回、13年9月以降、告訴・告発捜査専科教養を年1回をそれぞれ実施し、告訴・告発への取組みを強化 警察庁及び都道府県警察において告訴・告発事件捜査に係る評価を見直し 警察庁職員による実地調査の実施等による業務指導の強化（不受理の場合における説明状況の確認等） 18年中の受理件数は前年に比べ微増（+87件（+4.0%）） 18年中の処理件数は前年に比べ増加（+292件（+13.0%））</p>																																								

18年末現在の累積未処理件数は前年末に比べ減少 (-281件 (-8.8%))

職務執行における責任の明確化  
(窓口職員 - 名札の着用、制服警察官 - 識別章の着装、警察手帳の抜本的な形状変更等)

( 告訴・告発の受理・処理状況 )

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
告訴・告発受理件数	2,372	3,449	3,319	3,035	2,547	2,468	2,178	2,265
告訴・告発処理件数	2,428	2,713	3,167	3,339	2,579	2,742	2,254	2,546

13年6月1日から、窓口職員等の名札の着用を実施

14年10月1日から、識別章の着装を実施

14年10月1日から、新しい警察手帳に移行

すべての都道府県警察で、名札の着用、識別章の着装及び警察手帳の形状変更について、学校教養、職場教養、ウェブサイト上での紹介等を実施し、職務執行における責任の明確化の意義を周知するための取組みを推進

警察署協議会の設置

13年1月、警察署協議会の運営等に関するガイドラインを作成

13年6月1日、改正警察法(警察署協議会に関する規定)の施行及びすべての都道府県の警察署協議会条例の施行

19年6月現在、全国1,211警察署中、水上警察署等を除く1,207警察署に警察署協議会を設置。10,872人の委員を委嘱

幅広い分野から委員を委嘱

警察署協議会における要望・意見の業務運営への反映や警察署協議会による積極的な活動(委員の要望に基づく通学路の信号機のサイクル調整、警察署協議会等による防犯灯設置の働き掛け等)

委員の警察活動に対する理解の深まり(アンケートにおいて委員の96.7%が回答)

19年6月現在、すべての都道府県警察において警察署協議会の議事概要の公表と委員の再任制限の整備を実施

(2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化  
空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

交番相談員の増配置を推進するとともに、交番相談員の職務範囲を拡大

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
交番相談員数(定員)	2,091	2,178	2,280	2,949	4,222	5,214	5,592

(13年度から15年度までは各年度末現在。16から19年度までは4月1日現在)

13年8月、「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針」を制定し、パトロールの強化、駐在所の再評価、空き交番の解消等のための方策を指示

(地域警察官による刑法犯検挙人員)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
検挙人員	246,672	269,501	307,228	323,615	326,685	327,524
増減率(%)	-	9.3	14.0	5.3	0.9	0.3

15年12月から、交番勤務員の増配置、交番の配置見直しを行い、交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる空き交番を解消すること等により、交番機能の強化を推進(原則として、交番には1当務当たり2人以上の警察

	<p>官を配置すること等により、空き交番を解消した。)</p> <p><b>空き交番数 16年4月1,925か所(全交番の29.6%) 19年4月0か所</b></p>
<p>犯罪や事故のないまちづくりの推進</p>	<p>16年12月、都道府県警察に対し、パトロールの強化を始めとする街頭活動の強化を改めて指示</p> <p>12年2月に策定した「安全・安心まちづくり推進要綱」(18年4月に改正)等に基づき、防犯に配慮した道路、公園等の公共施設及び共同住宅の整備・管理を推進</p> <p>15年1月から、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策を推進</p> <p>15年9月1日から施行された「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」に基づき、正当な理由によらない特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の隠匿携帯の取締りを強化</p> <p>16年6月、地域住民による自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示すものとして「犯罪に強い地域社会」再生プランを取りまとめ、「地域安全安心ステーション」モデル事業の実施(17年度から実施。<b>19年度までに431地区</b>)や自主防犯ボランティア活動支援サイトの立ち上げ等の防犯ボランティア活動に対する支援を推進(自主防犯ボランティア団体:15年末3,056団体、16年末8,079団体、17年末19,515団体、<b>18年末31,931団体</b>)</p> <p>17年6月に犯罪対策閣僚会議が策定した「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」に基づく対策を、同年同月、都市再生本部が策定した都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」と協調して推進</p> <p>17年9月、繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進を指示</p> <p>関係省庁と連携して「犯罪から子どもを守るための対策」(17年12月)及び「子ども安全・安心加速化プラン」(平成18年6月)を取りまとめ、子どもの非行防止と安全確保に係る各種施策を着実に推進</p> <p>交通管制センターの高度化、信号機改良等の特定交通安全施設等整備事業を推進</p> <p>死傷事故発生割合が高い住居系地区又は商業系地区で、その外縁を幹線道路が構成する「あんしん歩行エリア」について、道路管理者と連携して面的かつ総合的な事故抑止対策を推進</p>
<p>ストーカー行為、児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化</p>	<p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行(12年11月24日)に伴い、体制や装備資機材の整備、担当者に対する教養等を推進</p> <p>同法の運用実態や、厳正な取締りを求める国民感情の高まりを踏まえ、解釈・運用を一部見直し、17年11月、各都道府県警察に対して適切な対応を指示</p> <p><b>18年12月、各都道府県警察に対して、警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について改めて指示</b></p> <p>16年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に伴い、児童相談所等関係機関との連携を強化するとともに、体制の整備、担当者に対する教養等を推進</p> <p>少年犯罪に対する捜査体制の強化等を推進するとともに、犯罪捜査規範の改正により簡易送致基準を見直し</p> <p>15年1月1日、「少年警察活動規則」の施行</p> <p>15年12月1日施行の「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づく適正かつ効果的な取締り等の推進</p> <p>16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を制定</p> <p>17年12月に策定された「犯罪から子どもを守るための対策」及び18年6月に策定された「子ども安全・安心加</p>

	<p>速化プラン」等に基づき、スクールサポーター制度（少年の問題行動等に学校と警察が連携して対応するため、退職警察官等を学校に一定期間継続して派遣する制度。19年4月現在30都府県で導入）の導入等を推進</p> <p>警察を始め、保護観察所、児童自立支援施設等の担当者による少年サポートチームの編成、関係機関との人事交流、都道府県公安委員会と都道府県教育委員会との意見交換会の実施等、関係機関と連携した少年非行・犯罪被害防止のための取組みを推進</p> <p>18年5月、改正風適法の施行による少年指導委員制度の改正に伴い、都道府県警察に対し適正かつ効果的な制度運用を指示</p> <p>18年9月、都道府県警察に対し、児童相談所等関係機関との緊密な連携等による児童虐待の適切な対応の徹底を指示するとともに、各都道府県警察本部の少年課長及び捜査第一課担当補佐の合同会議を開催</p> <p>19年2月、都道府県警察に対し、インターネット上における違法・有害情報から子どもを守るため、携帯電話におけるフィルタリング（ウェブサイト上の違法・有害情報へのアクセスを制御するために、受信者側でこれらの情報を受信するかどうかを選択できるソフトウェア又はサービス）の利用促進に重点を置いた対策の強化を指示</p>
<p>民事介入暴力対策の強化</p>	<p>弁護士会及び暴力追放運動推進センターとの連携を強化</p> <p>暴力団関係情報の適正な部外提供等により暴力団関係相談等への積極的な対応を推進</p>
<p>(3) 被害者救済の推進 犯罪被害給付制度の拡充</p>	<p>13年7月1日から、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の重傷病給付金の創設、障害給付金の支給範囲の拡大、給付基礎額の引上げ等に係る規定が施行</p> <p>18年4月1日から、同法の施行令及び施行規則の改正による、重傷病給付金の支給対象要件の緩和、親族間犯罪における支給制限の緩和等に係る規定が施行</p>
<p>きめ細かな被害者支援の推進</p>	<p>14年4月1日から、同法の警察本部長等による援助の措置及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規定が施行。これらの規定に基づき、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」及び「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」を制定（14年5月、東京都公安委員会による（社）被害者支援都民センターの指定以降、19年7月1日までに11都道府県で計11団体が指定）</p> <p>14年4月1日から、犯罪被害者等早期援助団体としての指定を受けた民法法人に対する寄附金に対する税制優遇措置が実施（14年11月、（社）被害者支援都民センターの認定以降、19年7月1日までに6都府県で計6団体が特定公益増進法人として認定）</p> <p>18年12月、犯罪被害者等基本計画（17年12月閣議決定）を受け、被害者連絡実施要領を改正するとともに、「被害者の手引」モデル案を改訂し、犯罪被害者に対する適切な情報提供を推進</p>
<p>(4) 実績評価の見直し 相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価</p>	<p>相談業務や被害者対策、保護に関する積極的な賞揚措置を推進</p>

3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

(1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

銃器・薬物、密入国、マネー・ロ  
ーダリング対策の強化

入国管理局、海上保安庁、税関等国内関係機関及び海外関係機関との連携強化を推進  
犯罪収益の規制等を規定する組織的犯罪処罰法、麻薬特例法の積極的活用

政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された方針に基づき、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が第166回通常国会に提出され、成立し、FIU（資金情報機関）が金融庁から国家公安委員会に移管される部分その他所要の措置に係る部分については、19年4月1日から施行された。

更なる銃器対策を進めるため、関係省庁の担当者からなる「銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム」を立ち上げ、19年6月に、緊急に実施すべき施策を取りまとめた。また、7月には、犯罪対策閣僚会議において、法執行関係省庁を中心としたチームを立ち上げ実効性のある取締りについて検討していくこととされた。

国際的協力強化のための枠組みの  
構築

15年8月、「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」（日米刑事共助条約）に署名、16年5月に国会承認、18年6月に批准書を交換（7月21日発効）

16年11月、「刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約」（日韓刑事共助条約）の締結交渉を開始、18年1月に署名、5月に国会承認、12月に批准書を交換（19年1月26日発効）

16年以降、来日中国人犯罪対策に関する相互協力の枠組み等について協議するため、警察庁と中国公安部との間で会議を定期的に開催

17年1月、国家公安委員会委員長が訪中し、同国公安部長らと両国間にまたがる犯罪の情勢について意見交換等を行い、その認識を共有するとともに、犯罪対策に関する協力を強化することで合意

17年12月、ロシア極東連邦管区内総務局長が来日し、日露間の警察協力に関する意見交換等を実施

18年2月、オーストラリア連邦警察との間で警察当局間協力に関する意図表明文書を策定

19年4月、ブラジル連邦警察との間で、警察当局間協力に関する意図表明文書を策定

G8等、国境を越える犯罪やテロの対策に関する協力強化のための各種国際会議に積極的に参画。18年4月及び11月のローマ/リヨン・グループで、国内治安対策の推進を見据えた新規プロジェクトを提案。20年6月に我が国で初めて開催されるG8司法内務閣僚会合に向けて、同プロジェクトを主導

19年5月、国家公安委員会FIU(JAFIC)が我が国のFIUとしてエグモント・グループに加盟

19年6月末現在、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき、外国FIU（資金情報機関）との間で疑わしい取引に関する情報提供を行うための枠組みとして、7の国・地域（米国、オーストラリア、ベルギー、マレーシア、シンガポール、タイ、香港）とMOU（当局間文書）を締結

外国警察機関との連携の強化等を目的として、警察運営、鑑識等の様々な分野で警察職員を専門家として当該国に派遣するとともに、外国警察機関の研修や視察の受入れを実施

内外の関係機関相互の協調体制構  
築による共同行動の推進

専門的技術能力の向上のための訓練の充実

16年6月9日、「国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の公布、同月29日施行（一部につき同年12月9日施行）

	<p>16年9月、日米捜査当局による「警察庁/FBI組織犯罪に関するワーキンググループ」を開催し、組織犯罪全般に係る問題について情報交換や捜査技術の紹介を実施</p> <p>16年11月及び17年11月に、「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し、巧妙化、凶悪化、国際化する組織犯罪に対処するため、韓国、フィリピン、ロシアなど東アジア各国の治安機関と組織犯罪に関する情報交換を行い、国際的な連携強化を推進</p> <p>16年11月、外務省と協力し、ICPO（国際刑事警察機構）のデータベースに、紛失・盗難旅券情報の提供を開始</p> <p>17年1月、法務省及び財務省と共同して、APIS（事前旅客情報システム）の運用開始（警察において、APISを活用して17年中は17人の指名手配被疑者等を検挙、18年中は23人の指名手配被疑者等を検挙。18年5月、入管法改正により、19年2月から旅客情報等の提出が義務化され、19年は7月1日現在で32人の指名手配被疑者等を検挙）</p> <p>18年5月、入管法改正により、外国人が入国する際に指紋等の個人識別情報の提出が義務化され、法務省と協力した、BICS（外国人個人識別情報認証システム）の運用開始が決定（19年11月までに、施行・運用開始予定）</p> <p>執行力強化に向けた組織づくり（16年4月、警察庁刑事局に組織犯罪対策部を設置。同年10月、「組織犯罪対策要綱」を策定）</p> <p>18年7月、犯罪対策閣僚会議において、暴力団の資金獲得活動の巧妙化等に対する効果的な対策を検討するため、関係省庁によるワーキングチームが設置され、暴力団資金源対策を推進</p> <p>19年5月9日、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」の公布（19年10月施行予定）</p>
<p>暴力団資金源対策の推進</p>	<p>18年12月、東京証券取引所等との間で、「東京証券取引所の市場における反社会的勢力排除対策連絡協議会」を設立し、証券取引からの暴力団排除に向けた連携を強化</p> <p>19年3月、国土交通省との間で、暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度を導入し、国土交通省地方整備局等発注工事からの暴力団排除を推進</p> <p>政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された方針に基づき、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が第166回通常国会に提出され、成立し、FIU（資金情報機関）が金融庁から国家公安委員会に移管される部分その他所要の措置に係る部分については、19年4月1日から施行された。（再掲）</p> <p>19年6月、暴力団資金源等総合対策ワーキングチームにおいて、警察庁が中心となって「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定し、企業活動からの暴力団排除を推進</p>
<p>(2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的強化</p> <p>警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編</p> <p>監視・緊急対処体制の整備強化</p>	<p>サイバーテロ対策の体制強化（13年4月、警察庁にサイバーテロ対策技術室を、各管区警察局に技術対策課を設置（計約60人）。13年11月、監視・緊急対処体制の技術的中心となるサイバーフォースセンターが完成（14年4月24時間体制による本格運用開始）。14年12月、警察庁にサイバーテロ対策推進室を設置するとともに、各都道府県警察等に対しサイバーテロ対策プロジェクトの確立等サイバーテロ対策の強化を指示。15年9月、すべての都道府県にサイバーテロプロジェクトが確立。16年4月、サイバーテロ発生時の態勢に関する指針を制定。18</p>

	<p>年4月、都道府県(方面)情報通信部におけるサイバーテロ対策の推進を指示。<b>19年4月、サイバーテロ発生時の態勢に関する指針を改正(社会情勢の変化を踏まえ、サイバーテロの対象となる重要インフラの分野に、医療、水道、物流の3分野を追加)</b></p> <p>サイバー犯罪対策の体制強化(16年4月、情報技術の解析に関する事務を国家公安委員会の統轄事務としたことに伴い、警察庁及び各管区警察局において技術対策課を情報技術解析課に名称変更するとともに、都道府県(方面)情報通信部に情報技術解析課を設置)</p> <p>重要インフラ事業者の連絡・連携体制の強化(14年12月、「サイバーテロ対策の強化(通達)」を発出し、重要インフラ事業者等と警察との連絡・連携体制の強化を要請。16年1月、「情報セキュリティセミナー」を開催し、重要インフラ事業者等に警察との連携強化を要請。16年3月、重要インフラ事業者等とのメーリングリストを運用開始)</p> <p>コンピュータセキュリティに係る広報・啓蒙活動(15年3月、警察庁セキュリティポータルサイトを開設し、15年10月から同サイトにおいてインターネット定点観測情報の提供を開始、15年12月からインターネット定点観測情報の更新間隔を短縮化。14年11月、「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」を公表、15年7月から年報・四半期報に加えて月報を公表)</p> <p>サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修の強化</p> <p>海外法執行機関等との連携(14年から「アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議」を毎年開催、17年11月、事案対処及びセキュリティ組織のフォーラム「FIRST」に警察機関として世界で初めて加盟、18年5月、サイバー犯罪の防止及び取締りのための協力の推進を目的として英国重大組織犯罪対策庁(SOCA)との意図表明文書に署名)</p> <p>監視能力の強化(16年11月、攻撃被害観測システムを運用開始、17年1月、ボットネットの観測システムを運用開始)</p>
<p>(3) 広域犯罪への的確な対応</p>	<p>13年4月、管区警察局広域調整部の新設(公安部の廃止)</p> <p>広域捜査支援システムの整備</p> <p>16年12月、振り込め詐欺に関する捜査情報の集約・分析を行うとともに、合同・共同捜査等を効率的に推進するため、刑事局捜査第二課に「緊急対策チーム」を設置</p> <p>18年4月、犯罪の検挙に向けた情報の総合分析を推進するため、刑事局刑事企画課に情報分析支援室を設置</p>
<p>(4) 安全かつ快適な交通の確保 道路交通のIT化、バリアフリー化の推進</p>	<p>VICS(道路交通情報通信システム)をすべての都道府県で運用</p> <p>最先端の情報通信技術等を活用して交通管理の最適化を図るITS(高度道路交通システム)として、UTMS(新交通管理システム)の整備を推進中</p> <p><b>18年12月、交通バリアフリー法とハートビル法の内容を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行。同法に基づき、高齢者等感応信号機、歩車分離式信号機等の整備等を通じた歩行空間のバリアフリー化を推進</b></p> <p>-----</p> <p>凶悪化する暴走族に対する対策の 暴走族対策関係8省庁による「暴走族対策の強化についての申合せ」等に基づき総合的な暴走族対策を推進</p>

<p>強化</p> <p>-----</p> <p>手続の簡素化による国民の負担軽減</p>	<p>14年6月1日施行の改正道路交通法により、共同危険行為等の禁止違反に対する罰則等を強化</p> <p>16年11月1日施行の改正道路交通法により、共同危険行為等の禁止規定を見直すなど暴走族対策を強化</p> <p>13年4月1日施行の改正道路交通法施行規則により、必要な機器が整備された更新窓口においては、都道府県公安委員会規則の定めにより免許用写真を省略できるよう措置</p> <p>13年4月から、道路使用許可申請手続の電子化を推進</p> <p>14年6月1日施行の改正道路交通法により、優良運転者が住所地以外の公安委員会を經由して運転免許証の更新申請を行うことができるよう措置</p> <p>17年12月から、新車（軽自動車を除く型式指定車）の新規登録について自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの運用開始</p>
<p>4 警察種を支える人的基盤の強化</p> <p>(1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上</p> <p>教育の充実（昇任時教育期間の延長、「民事不介入」についての誤った認識の払拭等）</p>	<p>職務倫理及び幹部に対する教育の充実を図るため、巡査部長任用科を4週間から6週間に、警部補任用科を5週間から8週間に、警部任用科を2か月から3か月又は6か月に、それぞれ延長。13年度から新教育制度による教育を実施</p> <p>「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容を13年度から拡充し、対処要領等の必要な教育を推進</p> <p>学校教育制度の効果的かつ効率的な実施に資するため、13年に学校教養改善検討委員会（委員長：警察大学校副校長）を設置し、各級警察学校で行う課程の教授内容に関する調査及び研究を実施</p> <p>高い資質等を有する警察官を警察学校の教官等に任用するため、府県警察学校等教官選抜及び管区警察学校教授・教官推薦基準を制度化し、13年度から実施</p> <p>部門別任用時教育の充実を図るため、職務倫理教育を柱とした部門別任用時教育制度を改正し、平成14年度から新制度による教育を実施</p> <p>一般職員の資質、能力を高め警察組織全体の職務遂行の水準を向上させるため、一般職員の採用時及び昇任時教育制度を改正し、14年度から新制度による教育を実施</p> <p>長期間にわたり学校教育を受けていない者に対する教育の充実を図るため、職務倫理教育及び被害者対策・警察安全相談等警察活動等を柱とした長期未入校者の教育制度を見直し、14年度から新制度で実施</p> <p>警察官等の執行力の基盤をなす基礎体力の維持向上を図るため、新たな警察体力検定を制度化し、15年度から新制度で体力検定を実施（15年度中97,737人、16年度中110,613人、17年度中114,880人が受検）</p> <p>第一線現場における受傷事故防止及び現場執行力の強化を図るため、装備資機材を有機的に組み合わせた「受傷事故防止マニュアル」及び警察官のけん銃使用が予想される事案を想定した「演技式けん銃訓練想定」を策定し、15年から効果的な訓練を実施</p> <p>新規採用巡査の早期戦力化を促すとともに、捜査実務を中心とした基本実務の修得の徹底等により、精強な第一線警察の構築を図るため、採用時教育制度を見直し、17年度から新制度による教育を実施</p>

	<p>17年中、すべての都道府県警察が「地域警察を中心とした精強な第一線警察を構築のための総合プラン」を策定</p> <p>現場指揮官たる幹部の指揮能力、実務能力等を向上させ、強じんな執行力を備えた精強な第一線警察の構築を図るため、警部補・巡査部長任用時教育の教授内容等を見直し、18年4月から新教授内容による教育を実施</p> <p>18年2月、都道府県警察に対し、総合プランに基づく施策の推進状況等の検証を指示するとともに、この結果を踏まえ、18年5月、「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築に関する指針」を策定し、都道府県警察に対して、総合プランの見直しと更なる対策の強化を指示</p> <p>若手警察官の早期戦力化、幹部の指揮能力の向上を図るため、警察学校及び警察署等の職場において、刻々と変化する状況を想定した現場対応措置要領及び捜査指揮要領等の実戦的教育を推進</p> <p>本格的な大量退職期を迎え、精強な執行力を確保するため、経験豊富な警察職員や退職警察職員の効果的な活用を図ることにより、専門的な知識・技能等の継承を確実なものとするための伝承教育を実施</p> <p><b>精強な第一線を構築するため、警察幹部の指揮能力等の強化を図るとともに、国民のための警察の確立を柱とした組織運営を図る観点から、警察大学校における警部任用時教育の期間を一律4か月に改めるとともに、その教授内容を見直し、19年4月から新教授内容等における教育を実施</b></p>
種採用者等の人事管理の見直し	<p>警視昇任時期を従来の入庁4年目からおおむね7年目まで延伸。延伸期間は第一線警察署等勤務（警部補）の延長と、警察署課長代理勤務（6名：警視庁4名、大阪府警2名）等（警部）に充当</p> <p>本部長等には適格性を厳格に審査の上、任命</p> <p>初めて本部長の職に就く予定である年次の者を対象に組織管理者研修を実施</p> <p>いわゆる推薦者の警察本部長等への積極的登用を推進中（現在、推薦者を警察本部長4名（岩手、富山、鳥取、島根）、方面本部長に1名（北見）登用）</p>
職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し	<p>13年6月、都道府県警察に対して警部補の在り方について指示。現在、各都道府県警察において、警部補の在り方の見直しについて具体的対策の策定を推進</p>
優秀かつ多様な人材の確保と活用	<p>人物重視の採用試験への改善、中途採用・特別採用等を積極的に推進（19年4月1日現在、中途採用者179名、特別採用者802名）</p>
女性警察官の積極的採用	<p>女性警察官の職域拡大及び積極的採用の推進（女性警察官数：12年4月1日現在8,520名（全警察官の約3.7%） <b>19年4月1日現在12,686名（同約5.0%）</b>）</p>
<p>(2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員</p> <p>徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し</p> <p>効率性の追求（ITによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類作成等の合理化による過重な負担の解消等）</p> <p>国民のための警察活動を強化する</p>	<p>都道府県警察に対して、人員の配置、運用の抜本的な見直しの推進を指示。また、警察庁において業務処理方法の見直し等各種課題について検討中</p> <p>捜査書類作成の合理化を推進</p> <p>第一線警察の効果的・効率的な捜査活動の支援を図るため、警察庁が保有する情報システムを活用した犯罪情報等の総合分析を行うための基盤整備を推進</p> <p>13年度2,580人、14年度4,500人、15年度4,000人、16年度3,150人、17年度3,500人、18年度3,500人、<b>19年度3,</b></p>

ための地方警察官の計画的増員	000人を増員
(3) 活を生組織 厳しい勤務に従事する警察職員の 処遇改善 表彰・報奨制度の充実 能力・実績に応じた昇進・給与	警察職員の級の切上げを継続的に行うとともに、17年度までにすべての都道府県警察で成績率、成績区分等を見直し 警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領の制定、警察庁優良職員及び永年勤続職員表彰要綱の改正等 15年8月、職員の能力・実績の適正な評価、勤務評定結果の処遇への適切な反映等について指示

## 2 治安の回復

国民が治安の回復を実感できるよう、 犯罪・事故の抑止や国民の不安の解消に 重点を指向した取組みを推進するほか、 治安情勢の変化に対応した的確な措置を 講ずる。	<p>「緊急治安対策プログラム」及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」</p> <p>「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」等に基づく、関係機関、地域住民やボランティア団体等と連携した安全で安心なまちづくり</p> <p>「子ども安全・安心加速化プラン」等に基づく、少年非行を防止し、子どもを犯罪被害から守るための取組み</p> <p>「組織犯罪対策要綱」</p> <p>「犯罪収益対策推進要綱」</p> <p>「テロ対策推進要綱」及び「テロの未然防止に関する行動計画」</p> <p>「10年間で交通事故死者数を5,000人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」との政府目標の達成と交通事故減少に向けた交通安全対策</p> <p>第一線の過重な業務負担の軽減と士気高揚を図りつつ、犯罪の抑止と検挙をより一層推進するための警察の業務の在り方の見直し</p> <p>各都道府県警察の「地域警察を中心とした精強な第一線警察の構築のための総合プラン」 等による犯罪・事故の抑止や国民の不安の解消に重点を指向した取組みの推進</p>
---	--

## 3 幹部を始めとする職員の意識改革

警察改革の精神を徹底するため、学 校教養、職場教養等あらゆる機会をとら え、幹部を始めとする職員の意識改革を 行う。	<p>警察大学校、管区警察学校の任用時教育において、幹部職員の意識改革を図るため、警察の責務、警察に対する国民の要請等に関する教育を実施</p> <p>各級警察学校におけるすべての課程で職務倫理教育を実施</p> <p>警察署等の職場において、集合時等における職務倫理教育を実施</p> <p>警察大学校等において国家公安委員会委員による警察職員に対する講話、都道府県警察において都道府県公安委員会委員による警察職員に対する講話を実施</p> <p>警察大学校の警部任用時教育については、19年4月からの新教授内容による教育において、幹部職員の意識改革を継続して行うため、過去の非違事案の発生傾向や原因の分析等を踏まえた実効ある職務倫理教育を実施</p>
---	---

## 4 不祥事の防止

会計経理の透明性の確保と監査の強化

都道府県の監査委員による監査の際、特段の支障がない限り、捜査員に対する聞き取り調査及び会計書類の全ての内容の提示に応じるなど、積極的に対応し、説明責任を果たすよう指示

16年4月から、協力者へ捜査費を支払う場合において、本人名義でない領収書については、これを受領しないこととし、本人名義の領収書の作成を拒否されたときは、別途、捜査費を支払ったことを証明する文書を捜査員が作成し、幹部が確認することとするよう指示

16年4月、会計の監査に関する規則を制定

16年度以降、原則としてすべての都道府県警察に対して毎年度監査を実施

監査の手法について、捜査部門での勤務経験を有する職員を加えて監査を実施するなど監査体制を強化するとともに、予算執行に直接携わった捜査員に対しても聞き取りを実施するなどの改善を措置

会計経理に関する職員教育の強化

職員に予算執行の手続に関する正確な知識を習得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるため、会計に関する教育を強化

会計経理に関する各種の解説資料を作成、配布

19年6月、捜査費執行手続をより分かりやすく解説した「捜査員のための捜査費経理の手引き」を改訂、配布

非違事案の防止に重点を置いた監察の強化

監察に関する規則に基づき、年度ごとに監察を実施するための計画を作成し、公安委員会に報告するとともに、四半期ごとに少なくとも1回、監察の実施状況を公安委員会に報告

監察の結果等を踏まえ、執務資料を随時作成し、各都道府県警察等における非違事案未然防止に活用

18年度中に警察庁及び管区警察局が行った都道府県警察に対する監察の実施回数は、合計1,464回（警察庁233回、管区警察局1,231回）で、12年（608回）の2倍以上の監察を実施

18年度中、各都道府県警察においては、ほぼすべての警察署に対し、年1回以上の監察を実施

予防監察を始めとする非違事案防止対策の不断の強化・徹底を指示

非違事案に対する厳正な処分

非違事案を認知した場合には、懲戒処分の指針等を参考にして厳正な処分等を行うとともに、懲戒処分の発表の指針に沿って適時適切な発表を実施

幹部の管理監督責任の一層の自覚

警察大学校、管区警察学校の任用時教育において、不祥事を防止するため各種事故防止対策等に関する教育を実施

各級警察学校におけるすべての課程で職務倫理教育を実施

警察署等の職場において、集合時等における職務倫理教育を実施

随時監察等による幹部の指揮監督及び業務管理の点検強化等を指示